

ホットライン運用ガイドライン検討協議会における検討経過と改訂案の概要

1 検討の経過

ホットライン運用ガイドライン検討協議会においては、運用開始後 1 年間で受理した約 6 万件の通報実態を踏まえつつ、通報処理時の判断をよりの確化、迅速化させることを目標におき、ホットライン業務で対象とする違法情報、有害情報について、表現方法、例示、対応その他の見直し、検討を行った。

具体的に、違法情報については、わいせつ物、児童ポルノの判断基準の表現方法、パロディ画像・漫画の該当性等について検討した。有害情報については、偽造通貨の交付・収得、臓器売買、人身売買、自殺関与、準空気銃の所持等を始め、現行ガイドラインに例示・説明の記載はないが通報例があるものについて、例示に入れるか否かの検討を行った。

(開催状況)

平成 19 年 10 月 3 日	第 1 回 検討協議会
平成 19 年 11 月 1 日	第 1 回 ワーキンググループ
平成 19 年 12 月 3 日	第 2 回 ワーキンググループ
平成 20 年 1 月 8 日	第 3 回 ワーキンググループ
平成 20 年 1 月 18 日	第 4 回 ワーキンググループ
平成 20 年 1 月 30 日	第 2 回 検討協議会
平成 20 年 3 月	第 3 回 検討協議会 (予定)

2 改訂案の概要 (詳細は新旧対照表を参照)

検討の結果、ガイドラインの改訂を行うことになったのは次の部分である。

違法情報

- ・ わいせつ物公然陳列の判断基準を明らかにするために、「明確」という語を追加し、「性器が明確に確認できる画像又は映像」とした。
- ・ 児童ポルノ公然陳列の判断基準を、法律の文言に合わせた。
(これに伴い、有害情報の「第 3 の 2 に列挙する違法情報について、違法情報該当性が明らかであると判断することは困難であるが、その疑いが相当程度認められる情報」の具体例も同様に改めた。)

有害情報

- ・ 「情報自体から、違法行為(けん銃等の譲渡、爆発物の製造、児童ポルノの提供、公文書偽造、殺人、脅迫等)を直接的かつ明示的に請負・仲介・誘引等する情報」の例示・説明について、通報実態を踏まえて、「偽造通貨の交付・収得」、「臓器売買」、「人身売買」、「自殺関与」を追加した。
- ・ 「けん銃等の譲渡」について、実態として必ずしも通報が多くないことから

画像の要件を削除した。また、譲り渡す場合だけでなく、譲り受ける場合もあることから「譲渡等」に改めた。

- ・ 「殺人、傷害、脅迫、恐喝」について、具体的に対象者等を特定した上で不特定多数に「依頼」する例もあることから、対象者が特定できる場合を条件として「依頼」を追加した。

その他

「購入、買います」という表現の重複を改める等平仄を合わせる修正を行った。また、関係する参考条文を追加した。

3 その他

ホットライン業務において対象とする違法情報、有害情報について検討する過程で、ガイドラインにおいて対象外としている情報、特にいわゆる闇サイト、学校裏サイト、グロテスクな映像等の情報についても、ガイドラインの対象とすることの是非も含め、対応方法等の検討を行った。

検討の結果、いわゆる闇サイト、学校裏サイト等の特定の名称を付しているか否かにかかわらず、個別の書込みがガイドラインの対象とする違法情報、有害情報に該当すると判断した場合には、当然削除依頼等を行っていくことを確認したほか、殺人等の「依頼」もガイドラインの削除依頼の対象となることをわかりやすく明記することとした。

また、グロテスクな映像等については、これ自体では違法情報又は有害情報に該当するとは言いきれないことや、プロバイダ等の自主的なルールでの対応が望めること等から、これらの確認に留めた。

参考：平成19年度ホットライン運用ガイドライン検討協議会委員名簿

(委員)

稲垣 隆一	弁護士
江口 研一	(社)電気通信事業者協会 消費者支援委員長
桑子 博行	(社)テレコムサービス協会 サービス倫理委員会 委員長
国分 明男	(財)インターネット協会 副理事長
苗村 憲司	駒澤大学グローバル・メディア・スタディーズ学部 教授
中山 安男	(社)日本ケーブルテレビ連盟 事業部第2グループ長
野口 尚志	(社)日本インターネットプロバイダー協会 理事・行政法律部会副会長
別所 直哉	ヤフー(株) CCO(最高コンプライアンス責任者)兼法務部長
堀部 政男	一橋大学 名誉教授
前田 雅英	首都大学東京 都市教養学部長
森 亮二	弁護士 (敬称略50音順)

はワーキンググループの構成員、 はワーキンググループの主査

(オブザーバ)

警察庁生活安全局情報技術犯罪対策課
総務省総合通信基盤局電気通信事業部消費者行政課